

2026 年 5 月 7 日

各 位

会 社 名 テクロ株式会社
(コード番号 306A Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 天野 央登
問合せ先 経理部部长 平井 裕
TEL (050)-5435-6253
URL <https://techro.co.jp>

(訂正)「臨時株主総会開催場所及び付議議案の決定に関するお知らせ」
の一部訂正について

当社は、2026 年 5 月 1 日付で公表いたしました、「臨時株主総会招集のための基準日設定および Fukuoka PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ」につきまして、株式会社証券保管振替機構の定めにより、上場廃止後 2 営業日後に設定する必要があるため定款変更の効力発生日を 6 月 26 日から 6 月 30 日に訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正前】

(1) 第 2 号議案 定款一部変更の件

第 1 号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026 年 6 月 26 日を効力発生として、株式の譲渡制限の設定、電子提供措置等の廃止等、所要の変更を行うものがあります。

また、2026 年 7 月 31 日を効力発生として株主名簿管理人に関する規定を削除するものであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
	<p>附則 本定款の変更は、2026 年 5 月 29 日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026 年 6 月 <u>26 日</u>に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026 年 7 月 31 日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</p>

【訂正後】

(2) 第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案「上場廃止申請の件」の承認可決を条件に、2026年6月30日を効力発生として、株式の譲渡制限の設定、電子提供措置等の廃止等、所要の変更を行うものがあります。

また、2026年7月31日を効力発生として株主名簿管理人に関する規定を削除するものであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更案
	附則 本定款の変更は、 <u>2026年5月29日開催予定の臨時株主総会に付議される「上場廃止申請の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2026年6月<u>30日</u>に効力を生じる。ただし、株主名簿管理人の廃止については、2026年7月31日に効力を生じる。なお、本附則は、効力発生後にこれを削除する。</u>

以上